

平成21年度事後評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	司法制度改革の推進		
評価対象	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-2-(4)】		
施策の基本目標	国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため、裁判外の紛争解決手続について、その拡充・活性化を図る。		
予算額	平成21年度予算額：14百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	大臣官房司法法制部審査監督課
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標			
取組内容	紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、認証紛争解決手続 ^{*1} （かいけつサポート）の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者）の数を増加させる。		
指標	民間紛争解決手続 ^{*2} の業務の認証数	目標値等	対前年度増 (平成19年度：10件) (平成20年度：16件) (平成21年度：39件)
参考指標1	認証の取得を検討している機関・団体等に対する制度説明会等の実施状況		
参考指標2	認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績 (平成19年度：68件) (平成20年度：721件) (平成21年度： 867 865件)		

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続であり、その代表的なものとして、仲裁手続、調停手続等がある。

我が国は、国民の活動を事前に調整する「事前規制・調整型社会」から、国民が自らの責任で自由に行動をすることを基本とし、社会のルール違反を後からチェックして被害を救済する「事後チェック・救済型社会」に移行しつつあり、これに伴い、事後的なルール違反に対処するための司法の役割が増大している。また、社会の高度化、情報化、国際化等を背景に紛争解決の在り方に関する国民のニーズも多様化している。

このような状況を背景として、平成13年6月12日に、内閣に提出された司法制度改革審議会意見書では、裁判外紛争解決手続が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充・活性化を図るべきであるとの提言がされた。

この提言を受け、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、一連の司法制度改革の一環として、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）」が制定され、平成19年4月1日から施行された。ADR法は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者の行う調停手続、あっせん手続その他の和解の仲介手続（民間紛争解決手続）の業務を対象とした法務大臣による認証制度を創設するなどしている。同認証制度を所管する法務省としては、同制度を適正に実施・運営し、認証紛争解決手続（か

いけつサポート)が、国民に身近な紛争解決手段として定着し、裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるようその拡充、活性化を図る必要がある。

(2) 施策の実施方法

認証制度の目的の一つは、民間事業者が行う裁判外紛争解決業務のうち、法律に定められた基準・要件に適合するものを法務大臣が認証することにより、適正な業務を行う認証紛争解決事業者等に関する情報を国民に提供し、紛争の当事者が安心してその解決を図るための手続を選択できるようにすることにある。

そのため、認証申請の審査を適正に行うとともに、認証紛争解決事業者等について、その詳細な情報を公表し、利用者である国民に対して、その選択の目安を提供する。

他方で、認証を受けるかどうかは、民間事業者の任意の判断にゆだねられているところ、知的財産権、労働、土地境界その他の多様な紛争分野について専門性を有する認証紛争解決事業者が存在しなければ、認証紛争解決手続(かいけつサポート)の利用の促進は見込めない。

そこで、様々な専門性を有する民間紛争解決手続を実施する機関・団体等からの要請がある場合には、これに積極的に応じ、法務省職員を派遣して認証制度の説明をする。

また、これらの機関・団体等のうち、認証の取得を検討している機関・団体等に対しては、その取得を促すべく、積極的に認証申請に関する相談を受けるなどして、認証申請の円滑化を図り、民間紛争解決手続の業務の認証数を増加させる。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するためには、国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続(かいけつサポート)を選択し、そのサービスの提供を受けることができるよう、認証紛争解決手続の業務を行う事業者の数を増加させることが必要である。そこで、「紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、同手続の業務を行う事業者の数を増加させる」ことを達成目標とした。

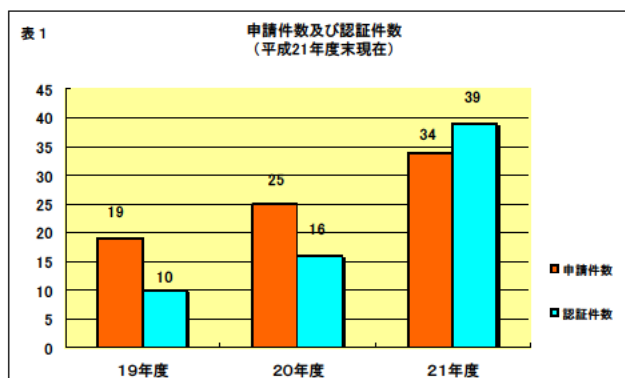
そして、その達成度合いについては、より多くの民間紛争解決手続の業務を認証すべく、認証の取得を検討している機関・団体等からの申請相談を積極的に受けるなどして、前年度の認証数よりも多く認証することを指標として評価することとした。

なお、認証紛争解決事業者を増やすという観点から、認証の取得を検討している機関・団体等に対する制度説明会等の実施状況を参考指標とした。また、認証数の増加に伴い同手続の利用促進が図られたかどうかを把握するため、認証紛争解決手続(かいけつサポート)の利用実績を参考指標とした。

4. 評価結果等

(1) 平成21年度に実施した政策(具体的内容)

平成21年度末現在において認証の申請があった件数及び認証をした件数は、表1のとおりであり、認証をした件数の累計は65となった。平成19年4月に認証制度が実施されて以降、申請件数、認証件数のいずれも着実に増加しており、目標値である民間紛争解決手続の業務の認証数の「対前年度増」を達成している。



また、認証紛争解決事業者が取り扱う紛争の範囲を見ると、別紙1のとおり、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者が増加しており、認証紛争解決事業者の多様化が進んでいるといえる。

なお、参考指標 1 とした「認証の取得を検討している機関・団体等に対する制度説明会等の実施状況」については、制度説明会の開催又は各種団体等からの要請に基づく講師派遣を19回実施し、認証申請を検討している団体に対する個別の相談を183団体に対して316回実施した（平成21年度末までの累計。）。認証申請を検討している団体のすべてが申請に至る訳ではないため、参考指標 1 が民間紛争解決手続の業務の認証数の増加に直結するものではないが、積極的に制度説明会等を実施していることが制度の周知につながり、認証数の増加に寄与しているといえる。

参考指標 2 「認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績」について、認証した民間紛争解決手続の利用を申し込んで受理された件数（受理件数）及び同手続を利用して和解成立等何らかの結論が得られた件数（終了件数）をみると、表 2 のとおり、いずれも増加傾向にある。事業者数が年度ごとに異なるため、単純な比較はできないが、全体として利用実績が上がっているといえる。

なお、利用された認証紛争解決手続の紛争の類型別の内訳は、別紙 2 のとおりである。

表 2 認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用状況

	受理件数	終了件数
平成19年度	68	34
平成20年度	721	515
平成21年度	867 865	861 860

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

社会の高度化、情報化、国際化等を背景として、多様化が進んでいる紛争解決手段についての国民のニーズに対応することで、司法制度改革が実効性のあるものとなる。

裁判外紛争解決手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決を図ることなど、柔軟な対応が可能となる。このようなことから、ADR法に基づく認証制度を通じて、認証紛争解決事業者が提供する紛争解決手続を、国民に身近な紛争解決手段として定着させることは、国民や社会のニーズに対応した施策であるといえる。

また、この施策は、司法制度改革審議会意見書における「裁判外紛争解決手続が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充・活性化を図るべきである」との提言にも沿うものである。

イ 国が行う必要性

民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を認証するに当たっては、利用者の権利利益の保護の観点から、その業務の適正性を確保するために必要となる一定の基準・要件を満たしているか、厳格に審査することが要請される。したがって、認証制度を所管する法務省が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

司法制度改革審議会意見書は、「ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言しており、これを実現するためには、認証紛争解決事業者数を増加させ、紛争解決手段の選択肢を多様化させることが不可欠であることから、緊急性の高い施策であるといえる。

（3）効率性（効果とコスト）

認証紛争解決手続が国民にとって身近な紛争解決手段として広く利用されるためには、認証紛争解決事業者数を増加させる必要がある。

一方、裁判外紛争解決手続の業務の認証申請があった場合には、申請した事業者が必要な知識能力を備え、かつ経理的基礎を有するかについて審査するほか、反社会的勢力の排除等、欠格事由の該当の有無を確認する必要があり、その審査項目は多岐に渡っている。

民間事業者が行う裁判外紛争解決手続が公正かつ適正に実施されるには、認証申請に対する審査事務を厳格に行う必要があるが、同時に認証紛争解決事業者数を増加させようとすれば、相応の事務コストを要することになる。

そこで、認証の取得を検討している機関・団体等向けに、申請書のフォーマットや申

請書作成の留意事項を含む資料集を作成して配付したり、ADR認証業務処理システム^{*3}を使用して審査事務の効率化を図るなど、限られた行政資源で最大限の効果を挙げられるべく努めているところである。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

認証紛争解決事業者数の増加は、国民にとって、身近な紛争解決のための手段としての選択肢の増加に直結するものであり、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るために不可欠な要素であるということができ、有効な手段であると考えられる。

イ 所期の事業効果の発現状況

認証制度が実施された平成19年4月以降、毎年度、前年度増の目標を達成しているだけでなく、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者が増加することにより、認証紛争解決事業者の多様化が進んでいる。よって、所期の効果は発現しているといえる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

以上のように、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に評価することができるものの、全国的に見れば認証紛争解決事業者数は未だ十分とはいえない。このため、本施策については、引き続き実施していく必要がある。

なお、認証紛争解決事業者は今後も増加することが見込まれることから、紛争解決手続の円滑な選択に資するよう、認証申請に対する審査事務を厳格に行うとともに、国民に対して認証紛争解決事業者に関する情報提供を適切に行うこととしている。

6. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成22年7月9日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見の内容及び反映状況の概要

ア [意見]

「必要性」や「効率性」の記載振りについて、抽象的な記載になっている。どういった形で予算を使い、予算をかけたことでどのような効果が上がっているか等、ある程度具体的に記載する必要があるのではないか。

[反映内容]

可能な限り具体的な記載となるよう、本文について修正を行った。

イ [意見]

認証紛争解決手続の実施状況について、平成19年度と平成20年度を比較すると、利用実績は上がっているが、質的な部分から見ると、多少疑問がある。

[反映内容]

引き続き、認証紛争解決事業者の能力の維持向上を図るべく、認証申請の審査及び認証紛争解決事業者の監督を適切に実施することとする。

ウ [意見]

認証紛争解決事業者数をむやみに増やすのではなく、利用者のニーズを把握しながらそれに合った増やし方をしていくべきではないか。

[反映内容]

現在、特定の専門分野に特化した認証申請や申請を目的とした個別相談が増加する傾向にあるため、単なる認証紛争解決事業者数の増加のみではなく、これら申請の審査及び相談への対応を適切に実施していくこととする。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○ 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）

Ⅱ－第1－8－（1） ADRの拡充・活性化の意義

「裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主

性を活かした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。」

○ 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）

Ⅱ－第1－8－（2）－イ

「総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）」

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）

8. 備考

評価の過程で使用したデータや文献等

- ・ 「申請件数及び認証件数に関する調査」
作成者：大臣官房司法法制部審査監督課 作成時期：平成22年6月
対象期間：平成19年4月1日～平成22年3月31日
所 在：大臣官房司法法制部審査監督課
- ・ 「認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用状況に関する調査」
作成者：大臣官房司法法制部審査監督課 作成時期：平成22年6月
対象期間：平成19年4月1日～平成21年3月31日
所 在：大臣官房司法法制部審査監督課
- ・ 「認証紛争解決事業者に関する調査」
作成者：大臣官房司法法制部審査監督課 作成時期：平成22年6月
対象期間：平成19年4月1日～平成22年3月31日
所 在：大臣官房司法法制部審査監督課
- ・ 「認証紛争解決手続の実施状況に関する調査」
作成者：大臣官房司法法制部審査監督課 作成時期：平成22年6月
対象期間：平成19年4月1日～平成21年3月31日
所 在：大臣官房司法法制部審査監督課

※1 「認証紛争解決手続」

ADR法第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

※2 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続のことをいう。

※3 「ADR認証業務処理システム」

データベースサーバーで認証データと申請情報各種ファイルを管理するシステムであり、関係機関等への照会やホームページ掲載用のファイル作成作業等、事務の省力化に活用している。

別紙 1

◎認証紛争解決事業者一覧

平成22年3月31日

認証番号	認証日	事業者名	紛争の範囲
1	H21. 9. 4	一般財団法人 日本スポーツ仲裁機構	スポーツに関する紛争
2	H19. 9. 19	大阪弁護士会	民事に関する紛争
3	H19. 9. 21	財団法人 家電製品協会（家電製品PLセンター）	製造物責任等に関する紛争
4	H19. 11. 5	財団法人 自動車製造物責任相談センター	製造物責任等に関する紛争
5	H19. 11. 16	京都弁護士会	民事に関する紛争
6	H19. 12. 17	大阪土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
7	H19. 12. 27	一般社団法人 日本商事仲裁協会	商事紛争
8	H20. 1. 25	愛媛県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
9	H20. 3. 14	横浜弁護士会	民事に関する紛争
10	H20. 3. 19	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	特定商取引に関する紛争
11	H20. 5. 14	財団法人 全国中小企業取引振興協会	下請取引等に関する紛争
12	H20. 6. 2	愛知県弁護士会	民事に関する紛争
13	H20. 6. 9	京都府社会保険労務士会	労働関係紛争
14	H20. 6. 13	神奈川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
15	H20. 6. 30	日本証券業協会	金融商品の取引に関する紛争
16	H20. 7. 9	財団法人 東京都中小企業振興公社	下請取引等に関する紛争
17	H20. 7. 11	全国社会保険労務士会連合会	労働関係紛争
18	H20. 7. 28	財団法人 ソフトウェア情報センター	ソフトウェアに関する紛争
19	H20. 9. 22	社団法人 日本産業カウンセラー協会	労働関係紛争及び夫婦関係等に関する紛争
20	H20. 9. 24	兵庫県弁護士会	民事に関する紛争
21	H20. 10. 29	事業再生実務家協会	事業再生に関する紛争
22	H20. 12. 10	東京司法書士会	民事に関する紛争
23	H20. 12. 24	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会	マンションに関する紛争
24	H20. 12. 26	沖縄県社会保険労務士会	労働関係紛争
25	H21. 1. 19	静岡県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
26	H21. 1. 20	滋賀県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
27	H21. 4. 15	社団法人 家庭問題情報センター	夫婦関係等に関する紛争
28	H21. 5. 18	鹿児島県社会保険労務士会	労働関係紛争
29	H21. 5. 19	滋賀県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
30	H21. 5. 25	東京都行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争, 自転車事故に関する紛争, 愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
31	H21. 6. 1	徳島県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
32	H21. 6. 19	特定非営利活動法人 留学協会	留学に関する紛争
33	H21. 6. 26	特定非営利活動法人 個別労使紛争処理センター	労働関係紛争
34	H21. 8. 13	愛知県社会保険労務士会	労働関係紛争
35	H21. 8. 14	大阪府社会保険労務士会	労働関係紛争

◎認証紛争解決事業者一覧

平成22年3月31日

認証番号	認証日	事業者名	紛争の範囲
36	H21. 8. 17	千葉県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
37	H21. 8. 17	兵庫県社会保険労務士会	労働関係紛争
38	H21. 8. 19	福岡県社会保険労務士会	労働関係紛争
39	H21. 8. 27	千葉県社会保険労務士会	労働関係紛争
40	H21. 9. 8	熊本県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
41	H21. 9. 14	神奈川県社会保険労務士会	労働関係紛争
42	H21. 9. 14	宮城県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
43	H21. 9. 14	公益社団法人 総合紛争解決センター	民事に関する紛争
44	H21. 10. 15	山形県社会保険労務士会	労働関係紛争
45	H21. 10. 16	東京都社会保険労務士会	労働関係紛争
46	H21. 10. 20	合同会社 コンサルティング岩田	相続等に関する紛争
47	H21. 10. 23	神奈川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
48	H21. 11. 30	山口県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
49	H21. 12. 1	福島県社会保険労務士会	労働関係紛争
50	H21. 12. 1	特定非営利活動法人 医事紛争研究会	医事紛争
51	H21. 12. 18	長野県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
52	H21. 12. 18	茨城県社会保険労務士会	労働関係紛争
53	H21. 12. 18	埼玉県社会保険労務士会	労働関係紛争
54	H22. 1. 22	福島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
55	H22. 1. 22	福岡県司法書士会	民事に関する紛争
56	H22. 1. 22	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	金融商品の取引に関する紛争
57	H22. 1. 26	社団法人 日本共済協会	共済契約に関する紛争
58	H22. 2. 10	新潟県社会保険労務士会	労働関係紛争
59	H22. 2. 10	広島県社会保険労務士会	労働関係紛争
60	H22. 2. 10	岐阜県社会保険労務士会	労働関係紛争
61	H22. 2. 10	石川県社会保険労務士会	労働関係紛争
62	H22. 3. 1	愛知県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争, 自転車事故に関する紛争, 愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
63	H22. 3. 17	富山県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
64	H22. 3. 23	宮城県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争

※評価書中の認証件数の累計は65件であるが、解散により認証が失効した事業者があるため、認証紛争解決事業者一覧の認証番号（64）とは相違している。

別紙2

◎認証紛争解決手続の実施状況(平成19年度)

① 認証紛争解決手続の類型別の内訳件数(当期の終了事件)

(単位:件)

類型	価額の別							当事者の別				
	60万円以下	60万円超～140万円以下	140万円超～300万円以下	300万円超～1000万円以下	1000万円超～1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	計	双方が法人	一方が法人	双方が個人	計
不動産売買に関する紛争	1							1		1		1
不動産賃貸借に関する紛争							1	1		1		1
土地の所有権の範囲等に関する紛争		1					1	2	1		1	2
不動産を目的とするその他の紛争							1	1			1	1
近隣紛争	1						2	3	2	1		3
相隣関係紛争	1						1	2		1	1	2
貸金等に関する紛争	1							1			1	1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争					1		1	2		2		2
その他の金銭取引に関する紛争		1						1			1	1
請負契約等に関する紛争							1	1		1		1
動産その他のものの売買に関する紛争				1				1		1		1
その他の契約に関する紛争				1				1	1			1
交通事故に関する紛争			1	2			1	4		1	3	4
製造物責任に関する紛争	1						1	2		2		2
医療等に関する紛争			1					1		1		1
その他の不法行為に関する紛争	1						1	2		1	1	2
労働関係紛争			1				1	2			2	2
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係紛争							3	3			3	3
上記に掲げる紛争以外の紛争	1						2	3		3		3
計	7	2	4	3	1		17	34	4	16	14	34

類型	代理人(法定代理人を除く。)の別				終了事由の別							訴訟手続が中止されたもの	
	双方代理人	一方代理人	双方代理人なし	計	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾		計
不動産売買に関する紛争			1	1	1						1		1
不動産賃貸借に関する紛争			1	1								1	1
土地の所有権の範囲等に関する紛争		2		2			1			1	1		2
不動産を目的とするその他の紛争			1	1				1		1			1
近隣紛争	1	1	1	3	1	1				2	1		3
相隣関係紛争		2		2		1		1		2			2
貸金等に関する紛争			1	1				1		1			1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争		1	1	2	1	1				2			2
その他の金銭取引に関する紛争			1	1							1		1
請負契約等に関する紛争			1	1							1		1
動産その他のものの売買に関する紛争			1	1	1					1			1
その他の契約に関する紛争	1			1	1					1			1
交通事故に関する紛争		3	1	4	2	1				3	1		4
製造物責任に関する紛争			2	2		1		1		2			2
医療等に関する紛争	1			1	1					1			1
その他の不法行為に関する紛争		1	1	2	1	1				2			2
労働関係紛争	1		1	2	1			1		2			2
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係紛争			3	3			1		1	2	1		3
上記に掲げる紛争以外の紛争	1	1	1	3	1	1				2	1		3
計	5	9	20	34	11	8	1	6		26	8		34

② 認証紛争解決手続の類型別の手続実施者を選任した人数(当期の終了事件)

(単位:人)

類型	手続実施者の別							計
	弁護士	電気化学関係等技術者	土地家屋調査士					
不動産売買に関する紛争	1							1
不動産賃貸借に関する紛争	1							1
土地の所有権の範囲等に関する紛争	2		2					4
不動産を目的とするその他の紛争	1							1
近隣紛争	3							3
相隣関係紛争	1							1
資金等に関する紛争	1							1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	2							2
その他の金銭取引に関する紛争	1							1
請負契約等に関する紛争	1							1
動産その他のものの売買に関する紛争	1							1
その他の契約に関する紛争	1							1
交通事故に関する紛争	4							4
製造物責任に関する紛争	1	1						2
医療等に関する紛争	1							1
その他の不法行為に関する紛争	2							2
労働関係紛争	2							2
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係紛争	3							3
上記に掲げる紛争以外の紛争	2							2
計	31	1	2					34

◎認証紛争解決手続の実施状況(平成20年度)

① 認証紛争解決手続の類型別の内訳件数(当期の終了事件)

(単位:件)

類型	価額の別							当事者の別				
	60万円以下	60万円超～140万円以下	140万円超～300万円以下	300万円超～1000万円以下	1000万円超～1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	計	双方が法人	一方が法人	双方が個人	計
不動産売買に関する紛争	3	2	1	1			7	14	2	11	1	14
不動産賃貸借に関する紛争	6	1	2	3	7		10	29	6	6	17	29
土地の所有権の範囲等に関する紛争							15	15	1	3	11	15
マンション関係紛争							1	1		1		1
不動産を目的とするその他の紛争	2				2		6	10		7	3	10
近隣紛争	1	1					4	6		5	1	6
相隣関係紛争	3						2	5	1	1	3	5
貸金等に関する紛争			1	3	1		9	14		5	9	14
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争	2			1				3		3		3
リース契約等に関する紛争		1						1	1			1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	1	2	1	1			3	8		8		8
金融取引に関する紛争	14	15	25	39	28	3	2	126	20	105	1	126
その他の金銭取引に関する紛争					1			1		1		1
請負契約等に関する紛争	17	4	17	17	9	2	9	75	32	41	2	75
動産その他のものの売買に関する紛争	3	3	1	5	1		1	14	5	7	2	14
その他の契約に関する紛争	1	2	1	3	3		3	13	5	4	4	13
交通事故に関する紛争	7	4	2	2			4	19		6	13	19
製造物責任に関する紛争	4		1		1		3	9		9		9
医療等に関する紛争	3	4	4		1		6	18		10	8	18
その他の不法行為に関する紛争	14	6	12	5	4		22	63	1	22	40	63
労働関係紛争	4	2	3	2	2		13	26		22	4	26
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	2	1	2	4			19	28			28	28
相続関係紛争							4	4			4	4
上記に掲げる紛争以外の紛争		2			4		7	13	4	6	3	13
計	87	50	73	86	64	5	150	515	78	283	154	515

類型	代理人(法定代理人を除く。)の別				終了事由の別							訴訟手続が中止されたもの
	双方代理人	一方代理人	双方代理人なし	計	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不承諾	
不動産売買に関する紛争	4	4	6	14	6	3		2		11	3	14
不動産賃貸借に関する紛争	8	14	7	29	7	4		8		19	10	29
土地の所有権の範囲等に関する紛争	1	9	5	15	1	3		2		6	9	15
マンション関係紛争			1	1							1	1
不動産を目的とするその他の紛争	3	6	1	10	2	3		1		6	4	10
近隣紛争	2	3	1	6	1	2				3	3	6
相隣関係紛争		2	3	5	2	2				4	1	5
貸金等に関する紛争	1	9	4	14	4	4		2		10	4	14
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争			3	3	1	1				2	1	3
リース契約等に関する紛争		1		1				1		1		1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	3	4	1	8	3			3		6	2	8
金融取引に関する紛争	6	14	106	126	72	49		4		125	1	126
その他の金銭取引に関する紛争	1			1		1				1		1
請負契約等に関する紛争	11	18	46	75	28	19		2	2	51	24	75
動産その他のものの売買に関する紛争	1	5	8	14	7	3		1		11	3	14
その他の契約に関する紛争	3	5	5	13	1	4	1	1		7	6	13
交通事故に関する紛争	3	8	8	19	7	4		2		13	6	19
製造物責任に関する紛争		2	7	9	7	1		1		9		9
医療等に関する紛争	6	7	5	18	9	6		1		16	2	18
その他の不法行為に関する紛争	15	27	21	63	31	15		2	1	49	14	63
労働関係紛争	3	12	11	26	9	6		1		16	10	26
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	5	13	10	28	6	6		4		16	12	28
相続関係紛争	1	2	1	4	1			1		2	2	4
上記に掲げる紛争以外の紛争	4	4	5	13	3	2		1	2	8	5	13
計	81	169	265	515	208	138	1	40	5	392	123	515

② 認証紛争解決手続の類型別の手続実施者を選任した人数(当期の終了事件)

(単位:人)

類型	手続実施者の別											
	弁護士	認定司法書士	司法書士	土地家屋調査士	認定土地家屋調査士	不動産鑑定士	建築士	消費者問題等関係者	法律学者	教育学者	電気化学関係等技術者	計
不動産売買に関する紛争	14											14
不動産賃貸借に関する紛争	28					1						29
土地の所有権の範囲等に関する紛争	8			3	4							15
マンション関係紛争	1											1
不動産を目的とするその他の紛争	9											9
近隣紛争	5	1										6
相隣関係紛争	5											5
貸金等に関する紛争	13		1									14
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争	1							2	2			5
リース契約等に関する紛争	1											1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	8											8
金融取引に関する紛争	34											34
その他の金銭取引に関する紛争	1											1
請負契約等に関する紛争	66						11					77
動産その他のものの売買に関する紛争	14							1	1	1		17
その他の契約に関する紛争	12											12
交通事故に関する紛争	19											19
製造物責任に関する紛争	3										6	9
医療等に関する紛争	17											17
その他の不法行為に関する紛争	62						1					63
労働関係紛争	26											26
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	27											27
相続関係紛争	4											4
上記に掲げる紛争以外の紛争	9		1									10
計	387	1	2	3	4	1	12	3	3	1	6	423

◎ 認証紛争解決手続の実施状況(平成21年度)

① 認証紛争解決手続の類型別の内訳件数(当期の終了事件)

(単位:件)

類型	価額の別								当事者の別			
	60万円以下	60万円超～140万円以下	140万円超～300万円以下	300万円超～1000万円以下	1000万円超～1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	計	双方が法人	一方が法人	双方が個人	計
不動産売買に関する紛争	4	6	5	5	1		10	31	4	20	7	31
不動産賃貸に関する紛争	5	8	3	1	1		28	46	17	14	15	46
土地の所有権の範囲等に関する紛争	1	2		1			11	15	1		14	15
マンション関係紛争	1	1	1		1		2	6	2	3	1	6
不動産を目的とするその他の紛争	1	1					3	5			5	5
近隣紛争	1	1	1				2	5		3	2	5
相隣関係紛争							4	4			4	4
貸金等に関する紛争	3	2	2	7	1	15	13	43	19	7	17	43
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争		2					1	3		3		3
リース契約等に関する紛争			1				2	3	3			3
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争		1	1	1			3	6	1	5		6
金融取引に関する紛争	31	25	41	78	69	15	2	261	16	245		261
電子商取引に関する紛争												
その他の金銭取引に関する紛争	1			1				2		1	1	2
請負契約等に関する紛争	21	17	11	10			16	85	48	32	5	85
動産その他のものの売買に関する紛争	6	3	3	2	1	1	4	20	5	11	4	20
その他の契約に関する紛争	1	4	2	4	1	5	18	35	4	25	6	35
交通事故に関する紛争	9	3		2	1		25	40	3	11	26	40
製造物責任に関する紛争	4	1	1	1			1	8		8		8
医療等に関する紛争	7	3	5	7	6		21	49	1	28	20	49
その他の不法行為に関する紛争	20	6	10	4			29	69	2	23	44	69
知的財産関係紛争												
労働関係紛争	10	2	6	1	2		16	37		34	3	37
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	1	6	3	5	3		29	47		1	46	47
相続関係紛争			1	1	4		7	13			13	13
上記に掲げる紛争以外の紛争	2	1		3			21	27	2	16	9	27
計	129	95	97	134	101	36	268	860	128	490	242	860

類型	代理人(法定代理人を除く。)の別				終了事由の別							訴訟手続が中止されたもの	
	双方代理人	一方代理人	双方代理人なし	計	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾		計
不動産売買に関する紛争	4	14	13	31	13	9		4		26	5	31	
不動産賃貸に関する紛争	14	15	17	46	15	6		7		28	18	46	
土地の所有権の範囲等に関する紛争	2	4	9	15	1	4		4		9	6	15	
マンション関係紛争	1	2	3	6	1	1		1		3	3	6	
不動産を目的とするその他の紛争	1	3	1	5	2	2				4	1	5	
近隣紛争	3		2	5	2	2				4	1	5	
相隣関係紛争	1		3	4		3				3	1	4	
貸金等に関する紛争	1	29	13	43	20	6	2	5		33	10	43	
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争			3	3	1			1	1	3		3	
リース契約等に関する紛争		3		3		2				2	1	3	
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	1	3	2	6		2		2		4	2	6	
金融取引に関する紛争	17	44	200	261	128	122		10		260	1	261	
電子商取引に関する紛争													
その他の金銭取引に関する紛争			2	2				1		1	1	2	
請負契約等に関する紛争	17	27	41	85	27	19		5	1	52	33	85	
動産その他のものの売買に関する紛争	3	1	16	20	5	5		2	1	13	7	20	
その他の契約に関する紛争	6	21	8	35	7	8		5		20	15	35	
交通事故に関する紛争	10	11	19	40	12	14		8		34	6	40	
製造物責任に関する紛争			8	8	5	2				7	1	8	
医療等に関する紛争	19	21	9	49	25	14		2		41	8	49	
その他の不法行為に関する紛争	17	30	22	69	35	15	1	3		54	15	69	
知的財産関係紛争													
労働関係紛争	11	12	14	37	10	9		7	1	27	10	37	
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	7	11	29	47	21	8		4	1	34	13	47	
相続関係紛争	3	2	8	13	2	4		3		9	4	13	
上記に掲げる紛争以外の紛争	6	12	9	27	4	10		7	1	22	5	27	
計	144	265	451	860	336	267	3	81	6	693	167	860	

② 認証紛争解決手続の類型別の手続実施者を選任した人数(当期の終了事件)

(単位:人)

類型	手続実施者の別														計			
	弁護士	外国法事務弁護士	司法書士	認定司法書士	弁理士	付記弁理士	社会保険労務士	特定社会保険労務士	土地家屋調査士	認定土地家屋調査士	不動産鑑定士	税理士	行政書士	建築士		医師	医療関係者	消費者問題等関係者
不動産売買に関する紛争	31												5					3
不動産賃貸に関する紛争	41			5								3	3				1	6
土地の所有権の範囲等に関する紛争	8								2	13	1							
マンション関係紛争	4																	1
不動産を目的とするその他の紛争	4			2														
近隣紛争	4			2									1					
相隣関係紛争	5																	
貸金等に関する紛争	57			6								3						22
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争	3																6	
リース契約等に関する紛争	3																	
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	6			2														2
金融取引に関する紛争	261			1								1						2
電子商取引に関する紛争																		
その他の金銭取引に関する紛争																		
請負契約等に関する紛争	61			1									11					1
動産その他のものの売買に関する紛争	16			2								1					1	
その他の契約に関する紛争	34			2								1					3	
交通事故に関する紛争	40			4								5					1	
製造物責任に関する紛争	10																2	
医療等に関する紛争	44													3				
その他の不法行為に関する紛争	65			5							1	2	1				4	1
知的財産関係紛争																		
労働関係紛争	28			2			4	9									1	
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	26			10								1						3
相続関係紛争	11			4													1	1
上記に掲げる紛争以外の紛争	24							2			2	2						4
計	786			48			4	11	2	13	6	9	13	18	3		24	42

類型	手続実施者の別										計	
	法律学者	教育関係者	建築土木関係等技術者	電気化学関係等技術者	IT技術者	取引等関係者	金融保険等関係者	その他の専門家	その他			
不動産売買に関する紛争												39
不動産賃貸に関する紛争												59
土地の所有権の範囲等に関する紛争												24
マンション関係紛争												5
不動産を目的とするその他の紛争												6
近隣紛争												7
相隣関係紛争												5
貸金等に関する紛争							1					89
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争												9
リース契約等に関する紛争												3
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争												10
金融取引に関する紛争												265
電子商取引に関する紛争												
その他の金銭取引に関する紛争												
請負契約等に関する紛争												74
動産その他のものの売買に関する紛争												20
その他の契約に関する紛争												40
交通事故に関する紛争												50
製造物責任に関する紛争	2	2		3								19
医療等に関する紛争												47
その他の不法行為に関する紛争												79
知的財産関係紛争												
労働関係紛争												44
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係								22				62
相続関係紛争												21
上記に掲げる紛争以外の紛争												32
計	2	2		3				23				1009